

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

北リアス野田村「鮭の里」再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

岩手県九戸郡野田村

3. 地域再生計画の区域

岩手県九戸郡野田村の全域

4. 地域再生計画の目標

野田村は、岩手県北東部の沿岸に位置し、宇部川と泉沢川が合流する北東部に、肥よくな土地に恵み豊かな田園地帯が広がり、南西に北上高地、北東に美しい砂浜と曲線を描く十府ヶ浦海岸等、海や山の豊かな自然が人々の心を癒してくれる人口 5,228 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）、面積 80.83 km²の村である。

古くは、野田湾で直煮製塩が行われ、盛岡市や秋田県鹿角市方面に塩を運び、穀物と交換し生計を立てたとされる「野田塩べこの道」の要所として、その歴史を今でも語り伝えている。

また、安家川は、数少ない原始河川として、釣り人や観光客に親しまれているとともに単河川での鮭の稚魚生産では本州一を誇り、放流事業と併せ地域の貴重な資源となっている。

しかし、その一方で、村中心周辺部の急速な混住化と農地の宅地化が進み、下水道整備が遅れ気味となり、農業用水や中小河川が生活雑排水の排水路としての機能も担うようになってきた。生活様式も多様化し、家庭からの生活雑排水の増加や質的な悪化に対し、自然の持つ浄化機能だけでは対応できなくなっており、自然環境や農作物への影響が懸念されている。

このため、野田村では、公共水域の水質保全を図るため、平成 3 年度に農業集落排水事業を導入し、平成 6 年 4 月以降、3 地区を供用開始し、残る 1 地区を平成 20 年度の供用開始向け整備を進めているところである。公共下水道については、平成 4 年度に野田村公共下水道基本計画を策定し、その計画を基に、村の中心部の用途指定地域及びその周辺部を整備し、その一部を供用開始している。その他の地域については、浄化槽設置整備事業を導入し逐次整備を進めており、平成 16 年度末の汚水処理施設整備率は、61.5%に達し、全体的には、水質改善の傾向が見られ、主要河川及び公共用水域の水質は、測定地点で環境基準を達成しているものの、小河

川や水路においては基準を下回っている状況にある。

こうしたことから、よりきれいな水質を取り戻し「豊かな自然と共生する村」を守っていくため、地域の状況に応じた処置施設の整備を促進するとともに、村民の参画と協働により環境の保全と創造を進め、日常の生活や事業活動の面でも環境への負荷をできるだけ少なくするなどして、自然と調和し、資源やエネルギーが循環するまちづくりに取り組む。

具体的には、農・漁業集落地域では集落排水事業を推進し、河川並びに水路等の水質改善を図り、農業基盤整備等を展開するなど、快適で住みよい生活環境を整備する。また、恵み豊かな海と調和した水産業の持続的な発展を目指し、サケ、ウニ、アワビの放流事業の充実を図るなど、農・漁業者の定住化と担い手の育成を側面から支援し、後継者不足による農地の荒廃や農・漁業の衰退を防ぎ、村の美しい環境に誇りを持ち、暮らせる活力ある地域づくりを実現する。

村中心部については、下水道の普及により、河川・海域等水質保全や環境への関心も深まり、快適で衛生的な生活や良好な生活環境を求める住民のニーズが高まっている。河川・海域のもつ多様な自然環境や水辺空間が、生活環境の場としての役割を果たすものと期待されており、下水道整備を一層促進するとともに、地域資源を活用しつつ、住む人や訪れる人に水辺の恵みとやすらぎを提供し、美しい環境と清流を守る共通の認識を醸成する。

こうした生活雑排水対策や村の基盤整備に取り組み、四季折々の郷土色を生かした豊かな環境を享受し、将来に継承するものとする。また、つくり育てる漁業を推進し、訪れる人々に「自然に恵まれた、心豊かな村」として認められるような、さわやかで快適な村を築いていく。

(目標1) 汚水処理施設の整備促進

汚水処理人口普及率を61.5%から74.7%に向上する。

(目標2) つくり育てる漁業の推進

サケ、ウニ、アワビの漁獲量の増加を図る。

(サケ H15実績 989t → 1350t)

(ウニ H15実績 15t → 21t)

(アワビ H15実績 9t → 11t)

(目標3) 野田村総合計画の推進

住民の参画と協働により、環境の保全と創造を進める。

リサイクル率の向上を図る。(一般廃棄物の排出量に占める資源化の割合)

(H15実績 18.4% → 24.5%)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

野田村の公共下水道は、平成8年度の事業着手以来82ha(2,430人)まで事業認可を拡大し(目標年次:平成22年度)、これまで生活環境の改善が急がれる市街地を中心に整備を進めてきた。今後は、引き続き泉沢地区、前田小路地区、門前小路地区及び中平地区の整備を進め、生活環境の改善と水質浄化の促進を図る。

また、公共下水道及び農・漁業集落排水の処理区域外については、個人設置型浄化槽の設置を進めることで、地域の状況に応じた効率的な整備を行う。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道・・・平成21年1月に変更認可取得

[事業主体]

- ・いずれも野田村

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

- ・公共下水道 泉沢地区、前田小路地区、門前小路地区、中平地区
- ・浄化槽(個人設置型)

公共下水道区域、農業・漁業集落排水区域を除く村内全域

[事業期間]

- ・公共下水道 平成18年度～22年度
- ・浄化槽(個人設置型) 平成18年度～22年度

[整備量]

- ・公共下水道 $\phi 75 \sim 200$ L=5, 580m
- ・浄化槽 25基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・公共下水道 野田処理区 452人 浄化槽 155人

[事業費]

- ・公共下水道 事業費 370,000千円
(うち、交付金 185,000千円)
- ・浄化槽(個人設置型) 事業費 10,320千円
(うち、交付金 3,440千円)

・合計	事業費 380,320千円
	(うち、交付金 188,440千円)

5-3 その他の事業

・野田村総合計画の推進

村民の参画と協働により、環境の保全と創造を進めるとともに、日常の生活や事業活動の面でも、環境への負荷をできるだけ少なくするなどして、自然と調和し、資源やエネルギーが循環するむらづくりを進める。

・サケの稚魚、ウニ・アワビ種苗放流事業

自然との共存を図りながら、サケ、ウニ、アワビなどの放流事業の充実を図り、恵み豊かな海と調和した水産業の持続的な発展を図る。

6. 計画期間

平成18年度～平成22年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4の「目標」に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るため「野田村汚水処理実施計画」に照らし、施設の整備状況について評価・検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし